

よくある質問 (Q&A)

項目	質問 (Q)	回答 (A)
サービス管理責任者または児童発達支援管理責任者の基礎研修	・研修を修了した場合、サービス管理責任者としての勤務ができますか。	・「サービス管理責任者または児童発達支援管理責任者の基礎研修」の業務について当センターは所掌していないことから、長崎県障害福祉課に問い合わせてください。
受講済の講義 (eラーニング) の効力	①初任者研修の2日間の講義を受講済みですが、相談支援専門員になるためには、残りの5日間の演習のみの受講でいいですか。 ②5年以上前に初任者研修を修了しましたが、現任研修を受講できますか。	①初任者研修7日間コース受講の場合、2日間の講義 (eラーニング) を改めて受講する必要があります。 ②5年間の経過により修了の効力が失効するため、改めて初任者研修7日間コースを受講する必要があります。
個人の申込	・現在、就労しておらず、個人として申込をする場合、法人等名称等はどのように記載しますか。	・「(1)法人等名称」の記載は不要です。 ・「(2)代表者・職・氏名」に申込者の氏名を記載してください。
講義 (eラーニング)	・講義 (eラーニング) について ①会場で受講するのですか。 ②視聴できる期間は2日間ですか。 ③受講後の提出資料がありますか。	①講義 (eラーニング) は事業所及び自宅等で受講します。 ②視聴可能な期間 (予定) は次のとおりです。 ・開始日から約2週間の間に24時間の視聴が可能です。 ・ただし、初日は9時に開始、最終日は17時に終了します。 ③受講後、提出資料があり、提出期限は数日後の予定です。 以上は概ねの予定であり、受講決定の申込者には別途、詳細を連絡します。
実地研修	・実地研修の場所は離島でも可能ですか。	・実地研修の場所は県内であれば可能です。
実務経験	・保育士の保育所等での勤務年数は「直接支援」に含まれないと理解していいでしょうか。	・実務経験の詳細については当センターはお答えできませんので、長崎県障害福祉課に問い合わせてください。
現任研修修了の失効	・令和7年度までの現任研修受講期限を超過した場合、再度従事するにあたっては初任者研修から受講し直す必要があるのか、あるいは現任研修の受講により資格継続が可能でしょうか。	・現任研修修了の有効期限が過ぎた場合、その修了の効力は失効します。よって、初任者研修から受講することが必要です。
法人の申込書の取りまとめ	・申込は法人本部で取りまとめる必要がありますか。それとも各事業所の取りまとめでもいいでしょうか。また、優先順位は必要でしょうか。	・法人一括とする必要はなく、各事業所の取りまとめによる申し込みができます。その際には、事業所単位の優先順位を付記してください。
申込書シートの不具合	①年齢が41歳以上の選択ができません。 ②指定サービスの選択が1つだけしかできません。 ③経験年数が、例えば、1年10ヶ月の場合、「1.1」と表示され、10ヶ月が入力できません。 ④「現任研修」シート中、前回修了年度の欄の「平成」の選択ができません。	※HP掲載の申込書シートは、適宜、ミスを修正し、再アップしていますので、改めてHPを更新表示の上、再度のダウンロードをお願いします。
メール送信方法	・初任者研修募集の「メール送信方法」について、「申込書、実務経験証明書、ともに同様に付記すること。」と記載されていますが、初任者研修の場合、「実務経験証明書」は不要ではないでしょうか。	・記載内容が一部誤りであり、初任者研修の場合、実務経験証明書の添付は不要です。 ※HP掲載の募集要綱等の資料は、適宜、ミスを修正し、再アップしていますので、改めてHPを更新表示の上、再度の確認をお願いします。